

# 令和元年度（平成 31 年度）水俣市税条例の主な改正点について

## （個人市民税）

### 1 寄附金控除の見直し（令和 2 年度分個人住民税から適用）

- ・ふるさと納税のうち、「特例控除対象寄附金」に該当するものが、現行どおり、寄附金控除の特例控除分が加算される。

※特例控除対象寄附金とは（総務大臣が指定）

①寄附金の募集を適正に実施

② ①の地方団体で返礼品を送付する場合、返礼割合を 3 割以下にすること、返礼品を地場産品とすること

以上の基準に適合する地方団体への寄附金

### 2 個人住民税の非課税措置の拡充（令和 3 年度分個人住民税から適用）

- ・児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の場合、新たに非課税の対象とする。

## （軽自動車税関係）

### 1 環境性能割の導入

- ・軽自動車税環境性能割については、平成 28 年度税制改正において、平成 29 年 4 月 1 日から導入することとしていたが、消費税引上げの延期に伴い、導入時期が延期されていたが、令和元年 10 月 1 日から導入する。

※軽自動車税環境性能割について

- ・自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税（市町村税）に環境性能割が創設。
- ・税額は、燃費基準達成度に応じて、車両の取得金額に税率（非課税から 3 %）を乗じて算定。新車・中古車を問わず対象となる。
- ・軽自動車税の環境性能割については、熊本県が当分の間賦課徴収事務を行う。
- ・従来の軽自動車税は「種別割」という区分になる。

### 2 グリーン化特例（軽課）の見直し

- ・現行制度を 2 年間延長（令和 3 年 3 月 31 日までに初回新規登録を受けた車両は現行どおりの軽課特例を適用。）
- ・環境性能割の導入を契機として、令和 3 年 4 月 1 日以降に初回新規登録を受けた車両については、軽課特例の適用対象を電気自動車等に限定する。

## (法人市民税関係)

### 1 法人税割の税率の引下げと交付税原資化

- 法人税割の税率引下げについては、平成 28 年度税制改正において、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から行うこととしていたが、消費税引上げの延期に伴い、導入時期を延期されていたが、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から行うこととなった。

なお、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が、「地方法人税」として地方交付税の原資とされる。

※法人住民税法人税割及び地方法人税の税率（令和元年 10 月 1 日以後に開始される事業年度から実施）

	改正前	改正後	備考
道府県民税	※1 3.2% (※2 4.2%)	1.0% ( 2.0%)	△2.2%
市町村民税	9.7% (12.1%)	6.0% ( 8.4%)	△3.7%
地方法人税（国税）	4.4%	10.3%	+5.9%

※1 地方税法で定められた標準税率を記載。

※2 ( ) 内は制限税率（地方税法で認められた税率上限）を記載。

## (固定資産税関係)

### 1 附則 10 条の 2 改正

- 地方税法附則第 15 条改正に伴う条（項）ズレに対応するために条例を整備

### 2 附則 10 条の 3 第 6 項

- 地方税法附則第 15 条の 8 第 4 項の規定で新設されたため、新たに条例に規定
- 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設